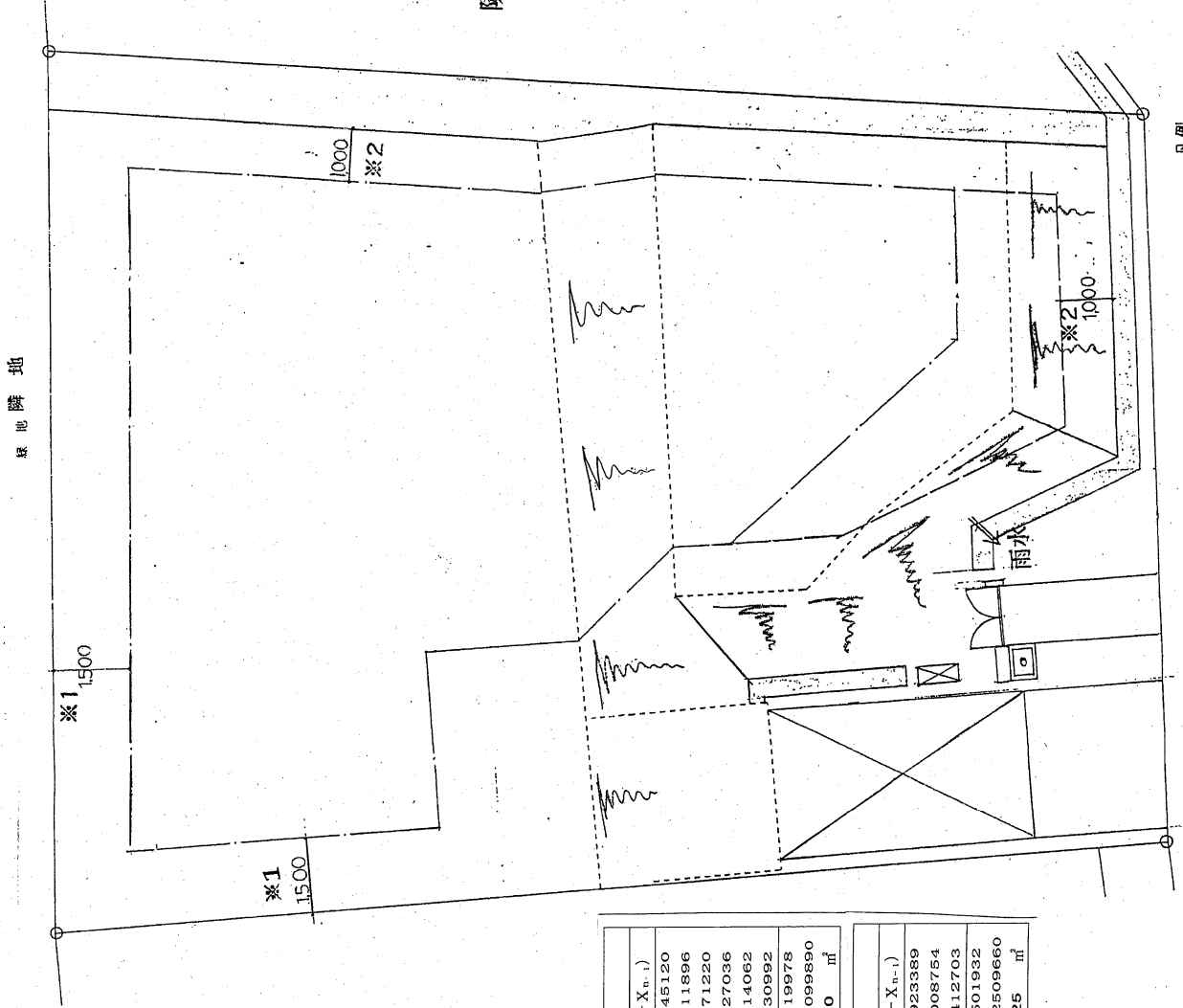


65号宅地 配置基準図

縮尺：1/100

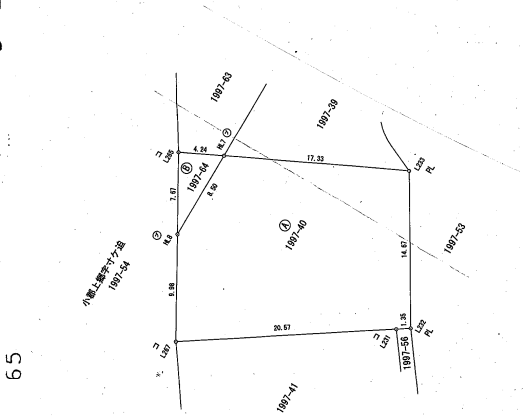
隣地 隣地



凡例

--- 一部分は法面に擁壁等を設置された
場合の建築可能範囲を示します

市道朝田ヒルズ4号線



隣地

地番	1997-40	NO	標識	X	Y	$X_{n-1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n-1}-X_{n-1})$
L231	④	コンクリート	1183.656	701.862	-15.760	-11061.345120	
L232	④	金庫	1182.684	702.802	8.748	6148.111896	
L233	④	金庫	1192.404	713.790	23.718	16929.671220	
HL7		プラスチック	1206.402	703.561	12.476	8777.627036	
HL8		プラスチック	1204.880	695.189	-7.958	-5532.314062	
L267	④	コンクリート	1198.444	687.558	-21.224	-14592.730992	
		倍面積	669.019978				
		面積	334.5099890				
		地積	334.50 m ²				

地番	1997-64	NO	標識	X	Y	$X_{n-1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n-1}-X_{n-1})$
HL7		プラスチック	1206.402	703.561	4.949	3481.923389	
L265	④	コンクリート	1209.829	701.057	-1.522	-1067.008754	
HL8		プラスチック	1204.880	695.189	-3.427	-2382.412703	
		倍面積	32.501932				
		面積	16.2509660				
		地積	16.25 m ²				

- 裏面の注意事項を必ずお読みください。
- 建物を計画される際には、詳細について住宅課担当職員にお問い合わせください。

配置基準図についての注意事項

県では、良好な居住環境を確保するために、建物の配置について以下の基準を設けています。
配置基準図を利用される場合には、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

<建物配置に関する基準>

1 壁面後退

当該住宅の外壁面又は柱の面から、敷地境界線までの距離を1.5m（注1）以上確保する。

（ただし、地区計画の緩和措置に該当する場合は除く。）

注1：玄関進入路が隣地境界線に沿って設けられる場合は、2mとします。

2 メンテナンス通路の確保

当該住宅の外壁面又は柱の面から、石積み、法肩等までの距離を原則として1.0m（注2）以上確保する。

注2：高低差の高い法面が存在する場合は、別に数値を定めています。

3 日照の確保

隣接する宅地の配置基準図に指定する測定位置（注3）において、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日照時間が4時間以上となるようにします。（注4）

注3：隣接する宅地の測定位置については、お問い合わせください。

注4：日照時間をチェックするために、日影図の作成をしていただくことがあります。

注5：配置基準図は、標準的な形状及び大きさの建物について、建築可能な範囲の目安を示しています。

○ 配置基準図の範囲内であっても、以下のような住宅は日照が確保できない場合があります。

- ・ 建物の高さが配置基準図の想定より高いケース

例) 中2階を持つ住宅

高床式又は階の高さが通常より高い住宅

3階建て住宅

- ・ 北側に大きな影を落とす屋根形状のケース

例) 急勾配の屋根を持つ住宅

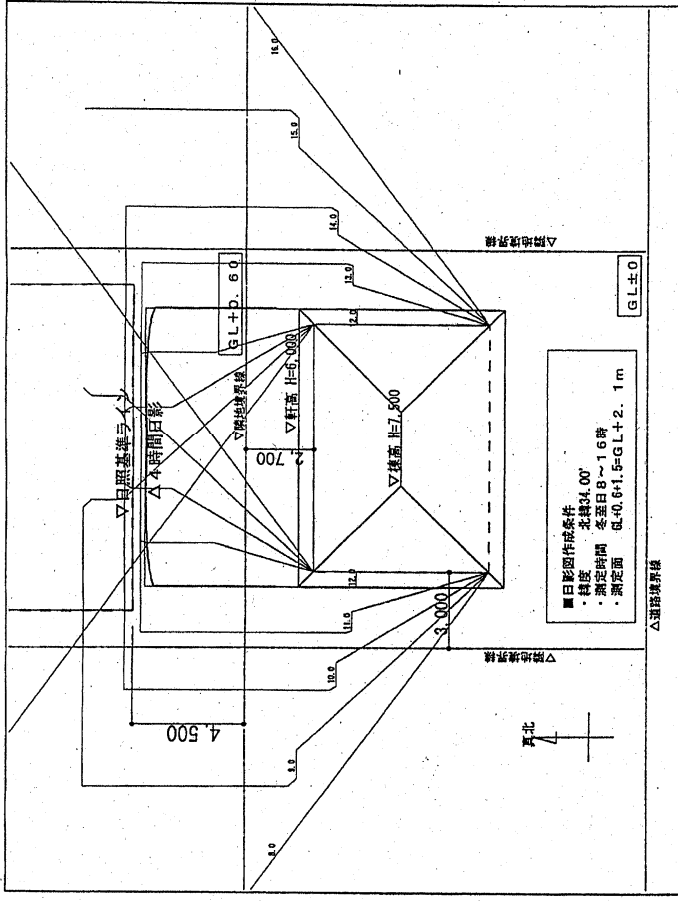
南北に妻入りとなる大屋根を持つ住宅

○ 逆に、日影図を作成し、基準をクリアしていることを確認することで、配置基準図の範囲を超えて建築できる場合があります。

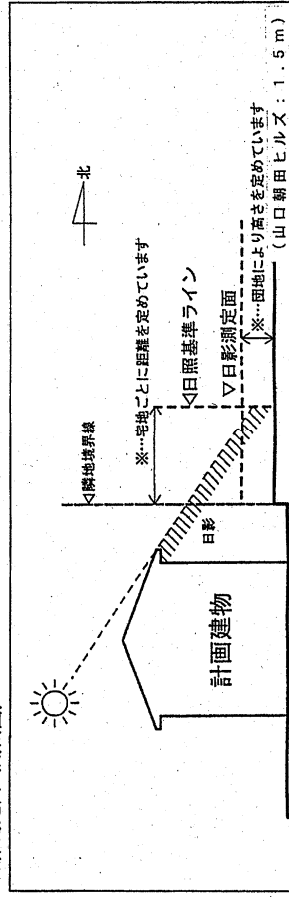
例) 東西の間口が小さな住宅

<日影図作成例>

[山口朝田ヒルズ]



<日影測定面（断面図）>



※4. その他

上記の基準のほか、地区計画や建築協定あるいは団地固有の特性などにより、団地ごとに独自のルールが設けられている場合があります。

建物を計画される際には、詳細をお問い合わせください。
【問い合わせ先】山口県住宅課 TEL.083-933-9874